

あさひゴルフ練習場 メンバー会 会員規約

[名称及び所在地] 「あさひゴルフ練習場 メンバー会」と称し、千葉県四街道市南波佐間 317 あさひゴルフ練習場に置きます。

[目的] 本会は、ゴルフを通じて、会員みなさまの健康増進と生涯スポーツとして楽しんでいただく。またスポーツマンシップの精神を図り、併せてゴルフの普及と発展に寄与することを目的とします。

[運営] 本会の運営は、すべて前条の目的に則して運営事務局が行うものとします。

[会員の種類] 本会の会員種類は、下記のとおりとします。

- 1 あさひ会員
- 2 ジュニア会員
- 3 レディース会員

[入会手続き] 本会に入会を希望する人は、本規約と、別途定める諸規則を了承の上、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び年会費を納入してください。

[入会金及び年会費]

- 1 メンバー会に入会を希望する人は、入会時に入会金・年会費を納めてください。
- 2 入会金は、入会した日より2年間有効とします。

[会員特典]

- 1 プリペイドカードのプレゼント(会員種別による)
- 2 お得情報などをメールで配信
- 3 ポイントカードの発行(ジュニア会員は除く)
- 4 ワンポイントレッスン券の進呈。(あさひ会員のみ)
- 5 会員限定の親睦コンペやゴルフツアーなどのイベント開催

[入会金・年会費の不返還] 納入された入会金、年会費は、理由の如何にかかわらず返還致しません。

[会員証]

- 1 本会は、会費を納入した会員に対し、会員証を発行します。
- 2 会員が、あさひゴルフ練習場の施設や、サービスを利用する際は、会員証を提示してください。
- 3 会員は、会員証や、会員の権利を、第3者に譲渡、または貸与することはできません。

[会員資格の喪失] 会員は、次のとき、その資格を喪失します。

- 1 退会したとき。
- 2 本規約に定める諸規則に違反したり、本会の信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。

[施設利用制限]

- 1 本施設は次の理由で一部又は全部を一時的に閉鎖することができる。
なお、この場合、会員に対する保証はしないものとする。
- 2 気象、災害、事故等による時。(特に風、雪)
- 3 施設の改造又は補修の時。
- 4 法令の制度廃止、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない理由が発生した時

[規約の改定] この規約及び会社が定める諸規則並びに諸料金は、会社が必要と認めた場合は、改定することがあります。その場合、改定した規約は、会員全てに及びます。

[発効] 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日より発効します。



あさひゴルフ練習場

千葉県四街道市南波佐間 317

TEL:043-432-8885 FAX:043-432-8887